YNU経済学部教育後援会会則

2003年3月24日発足

改正 2006年4月5日

改正 2007年4月5日

改正 2008年4月4日

改正 2009年4月3日

改正 2017年4月4日

第1章 総則

- 第1条 本会は、YNU経済学部教育後援会と称する。
- 第2条 本会の所在地は、横浜国立大学経済学部(横浜市保土ケ谷区常盤台79-3)とする。
- 第3条 本会は、横浜国立大学経済学部の学生の勉学、その他学生の諸活動の援助を目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)学生の福利厚生の支援に関する事業
- (2)学生の就職活動等の支援に関する事業
- (3)学生の国際交流の支援に関する事業
- (4) 学生の奨学援助に関する事業
- (5)財団法人富丘会と会員との連絡に関する事業
- (6) 横浜国立大学経済学部と会員との連絡の円滑化に資する事業
- (7)ホームページの開設と運営に関する事業
- (8) その他、必要と認める事業

第3章 会員

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1)正会員 本経済学部に在籍する学生の保護者又は保証人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者で本会が入会を認める者

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 3人から9人(4) 監事 2人
- (5) 特別理事 3人から6人
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないが、6年は越えないものとする。
- 第8条 役員は無報酬とする。
- 第9条 役員の選出は次のとおりとする。
 - (1)会長、副会長、理事および監事1人は、総会において正会員から選出する。 他の監事1人は、総会において正会員外から選出する。
 - 特別理事は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 第10条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表して、会務を統轄する。
 - 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (2)
 - (3) 理事は、会務について理事会において審議する。

- (4) 監事は、会務及び会計について監査する。
- (5) 特別理事は、会務の処理に関して会長の諮問に応じる。

第5章 会議

- 第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時 総会を開くことができる。
- 第13条 総会では、次のことを審議し、決定する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 事業の内容
 - (4) 会則の変更
 - (5) 特別理事の承認
 - (6) その他、理事会が必要と認めた事項
- 第14条 理事会は、会長、副会長、理事、特別理事をもって構成し、総会の決定に 従って、本会を運営するための事項を審議し、決定する。
- 第15条 会議は、会長が招集する。
- 第16条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第6章 会計

- 第17条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれに充てる。
- 第18条 会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員は、会費 10,000 円を入会時に納入する。ただし、編転入により正会員となる場合は、会費 5,000 円を入会時に納入する。入学・編転入学年次をこえてそれ以降に入会した会員の会費は理事会にて別途定める。
 - (2) 賛助会員の会費は、理事会にて別途定める。
 - (3) すでに納付された会費は還付しない。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 雑則

第20条 会長は、この会則を実施するに必要なことを理事会の議を経て別に定めることができる。ただし理事会の決定事項は次期総会に報告しなければならない。

附則

- 1. この会則は、2003年4月4日の設立総会に公布し、その日から施行する。
- 2. この会則は、2006年4月5日の総会に公布し、その日から施行する。
- 3. この会則は、2007年4月5日の総会に公布し、その日から施行する。
- 4. この会則は、2008年4月4日の総会に公布し、その日から施行する。
- 5. この会則は、2009年4月3日の総会に公布し、その日から施行する。
- 6. この会則は、2017年4月4日の総会に公布し、その日から施行する。